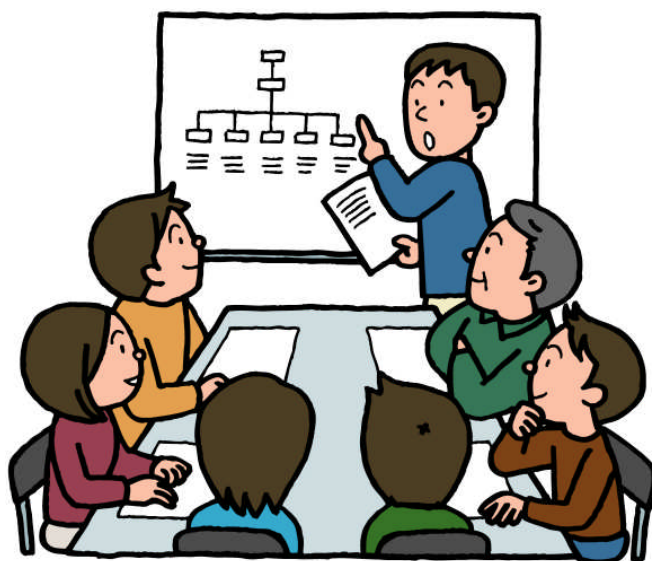


町内会・自治会

災害時・非常時に備えて ～非常時連絡の手引き～



平成 25 年 2 月
室 蘭 市

目次

1. はじめに	1
2. 自分でできる情報収集	1
○情報収集		
○携帯電話を活用した情報収集		
3. 町内会など組織としての備え	2
○情報伝達の整備		
○対応組織の設置		
○他団体との連携		
○その他の活動		
4. 災害の発生に備えて	6
5. 避難	7
○避難の種類		
○避難場所		
○避難時の注意点		
参考		
室蘭市の防災に関する計画等	8
用語解説	9

はじめに

災害には、地震・津波、風水害など様々なものがあり、災害の種類ごとの対応方法や備えが必要となります。また、想定外の災害や不測の事態も想定し、状況に応じた対策の心構えが大切です。

特に、平成24年11月の室蘭地域の広範囲で発生した大停電では、情報の錯綜や連絡手段の断絶に加え、多くの住宅で暖房器具が停止し、情報伝達の課題や冬季停電の危険性を改めて認識しました。

防災の基本は、自分の身は自分で守ることでありますが、非常時には、正確な情報の把握と、情報を地域で共有して適切な対応をとることが必要です。

この手引では、主に町内会・自治会における情報の収集や伝達方法及び防災への対応や体制づくりなど基本的な内容をまとめておりますので、今後の防災対策の一助になれば幸いです。

自分でできる情報収集



■情報収集

災害時の情報伝達や収集の方法は、色々ありますが、「情報が来るのを待つ」のではなく、「自ら情報を取りに行く」ことが大切です。

【情報収集手段】

手段	内容
テレビ	室蘭市のほか、全国・全道・の気象情報や被災状況が放送されます。
ラジオ	地域FM（FMびゅー 84.2メガヘルツ）では地域のきめ細かい災害情報が放送されます
インターネット	市のホームページで災害情報をお知らせいたします。パソコンで“室蘭市”と検索してください。
携帯電話	携帯電話を活用し気象情報や避難の状況など様々な災害情報を入手できます。

■携帯電話を活用した情報収集

携帯電話のメールアドレスを登録した方へ、情報を一斉送信するシステムがあります。室蘭地域の情報は、以下の内容のものがあります。

気象情報	<p>○北海道防災情報 北海道が各地の気象情報や防災情報を提供。 携帯：http://i.bousai-hokkaido.jp/</p>	
避難情報	<p>○ぼうさい西いぶり情報メール 室蘭市が災害時の避難情報や防災情報を提供 携帯：bousai@ml.nishi-iburi.jp</p>	
火災情報	<p>○火災情報メール 市消防が市内で発生した火災情報（火災発生時配信）を提供 ※消火活動優先のため配信に時間を要する場合があります。 携帯：muroranfire@ml.nishi-iburi.jp</p>	
緊急地震速報	<p>○エリアメール 市内でドコモの携帯をお持ちの方に登録せずに 自動で配信されます。 ＊機種によっては配信できない場合があります</p>	

町内会など組織としての備え

災害はいつ起こるか分かりません、また、全ての人が自分で情報を得ることも困難であるため、町内会で情報を入手し、地域の方に情報を伝えることも必要です。情報伝達の仕組みや体制など事前に話し合っておきましょう。

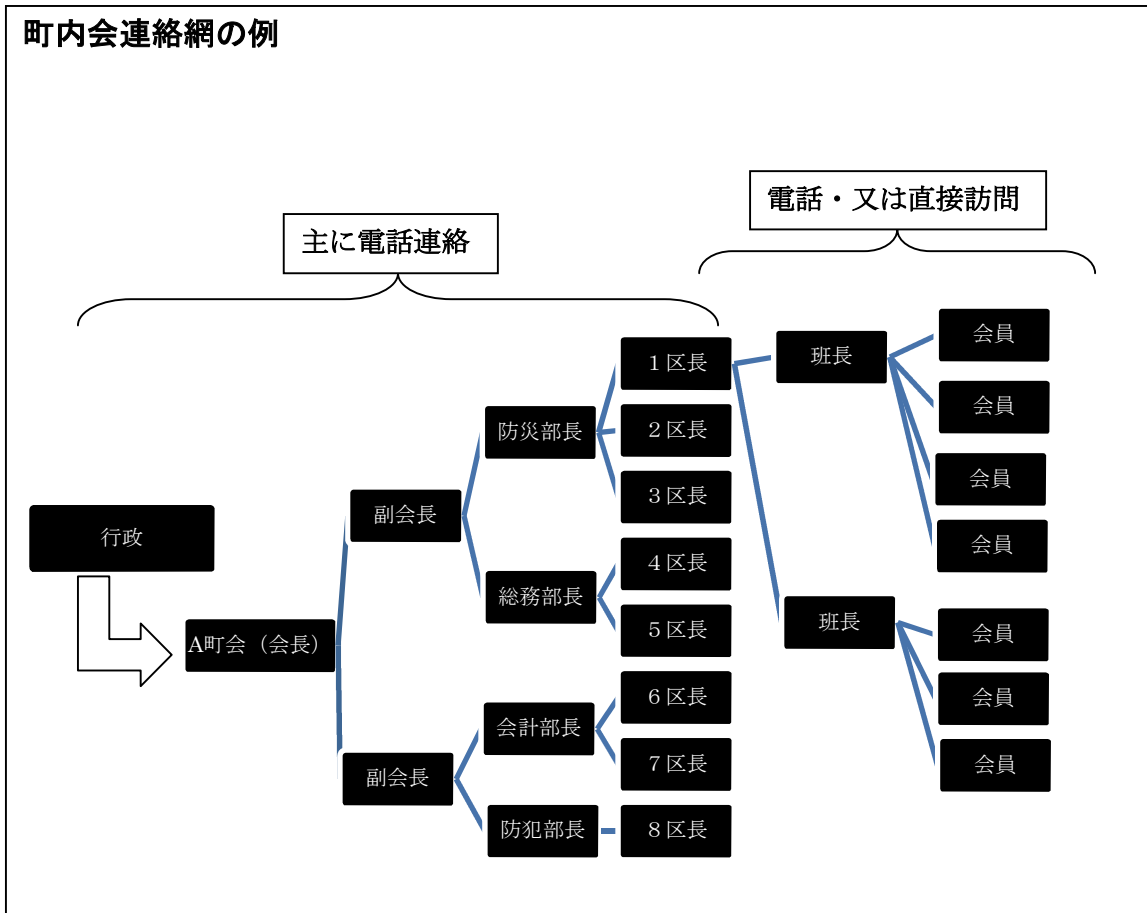
■情報伝達の整備

町内会などの組織が受け取った情報を全員に伝えることは、非常に難しい面もありますが、連絡体制や伝達方法など、普段から決めておくことが重要です。

非常時には、市から町内会長などを通じて連絡が入ります。その情報を町内会員にどのように伝えるか決めておく必要があります。

1. 連絡網の作成

市→町内会長→副会長・防災部長→区長→班長→会員などの連絡網を図にしておく、また携帯番号も把握するなどして、非常時に備えましょう。



2. 掲示板の設置

連絡手段が寸断された場合や、どうしてよいか分からない場合など、ここに行けば情報がある、誰かがいるという場所をあらかじめ決めておきましょう。

例) 非常時に情報を掲示する場所は、
「町会館・または〇〇にある掲示板」などと決めて
おくと連絡手段が無くなったときに有効です。



■対応組織の設置

市内の多くの町内会では、災害などに備えた体制づくりや取り組みが行われております。これらの取り組みを参考に、各町内会で実施できることを普段から考えておくことが重要です。

1. 町内会「防災部」

町内会組織の中に「防災部」などの専門部署をつくり、連絡網づくりや避難訓練の計画などを行います。

市連町においても、防災部の設置を検討しており、これらと連携し各町内会にも専門組織の設置を推進していく予定となっています。

2. 自主防災組織

町内会などを単位とした、自主防災組織を設置し、非常時には情報把握・避難誘導・避難所運営など自主的な防災活動を行います。

なお、自主防災組織の設置時には、世帯数に応じ市の補助金があります。

【自主防災組織補助金】

自主防災活動に必要な資機材等の購入に対する補助金

☆対象団体 自主防災組織（規約や防災計画を定めていること）

☆補助金額 防災資機材等の購入に要する費用の額とし、世帯数に応じて交付

《購入事例》

発電機・照明（投光機・懐中電灯）
ポータブルストーブ・テント・
誘導用ベストや帽子など



（交付は一つの組織に対し1回限り）

加入 世帯数	10～ 49	50～ 100	101～ 200	201～ 300	301～ 500	501～ 700	701～ 1,000
金額	2万円	4万円	6万円	8万円	10万円	12万円	15万円

1,000世帯を超えるときは、100世帯ごとに10,000円を加算

★問い合わせ先 防災対策課 ☎ (0143) 25-2244

■他団体との連携

災害時や、防災への備えには、町内会だけでは対応できない場合もあります。他団体などとの普段からの連携やつながりをもつことで、地域の防災力が高まります。

1. 地区民生委員との連携

民生委員が把握している個人情報の開示には制限がありますが、町内会と民生委員の連携は非常に重要です。

町内会の中には、地区の民生委員が町内会の福祉部長を併任したり、役員が地区社協の会長を務めるなど、町内会と関係団体が一体となった連携を行っている例もあります。

2. 高齢者施設や学校、各種施設等との連携

地域内にある高齢者施設や学校、病院などとの連携や、情報の共有も重要です。

市内の町内会では、高齢者施設入居者を地域住民と同様に捉え、定期的に懇談会を開催したり、合同避難訓練を実施している例もあります。

また、非常時や不審者の発生時には、町内会と学校との情報共有も必要であり、普段からの連絡体制の整備が重要です。

さらに、地域に立地している施設や事業所は、非常時には避難所として開放する事例もあります、H24年11月の停電時には、民間病院が地域住民の避難場所として施設の一部を開放した例もあり、地域での助け合いや情報共有が地域の防災力を高めます。

■その他の活動

避難困難者を町内会が把握するための「防災マップ」の作成や、「非常持ち出し袋」の全戸配布など、町内会ごとに様々な対応を行っています。

土砂災害や津波など、想定する災害は地域によっても異なりますので、各町内会に合った対策の検討が必要です。



災害の発生に備えて

災害には、地震・津波、風水害などがあり、その対応方法については、ハザードマップなどに掲載されていますが、災害の危険度や時間的猶予の有無などによっても対応が異なります。

○緊急のもの（地震・津波、河川の増水、火事など）

自分の身は自分で守るという心構えが大切です。
高台への避難や危険な場所に近づかない等、まずは自分の身を守ります。
目前に危険が迫っているときには、避難を優先しましょう。



○被害が予想される場合（大雨や土砂災害など）

台風や低気圧の接近など近いうちに危険な状況が予想される場合には、テレビ・ラジオなどから正確な情報を得て対応することが必要です。
また、避難に備え、非常持ち出しの品の確認や、近隣住民への声かけなど、避難指示や勧告が出た場合は速やかに対応できる準備をしましょう。



○その他・不測の事態（電気、ガス、水道、電話などの停止など）

日常生活をする上で不測の事態が発生した場合には、その状況に応じた対応が必要となります。まずは、落ち着いて被害状況や復旧の見込みなど正確な情報を確認することが重要です。（情報収集については1～2ページ）
また、町内会内での連絡や、ご近所同士での情報共有も重要です。
町内会の役員さんは必要に応じ町内会館を開放する等、地域の方の避難・待機場所の確保などを行いましょう。



避難

市からの避難勧告や指示が発令された場合、また危険を感じた場合は、すぐに避難をしましょう。

避難場所は一時的な場所であり、自分の住んでいる家とは違って不便なので、あらかじめ非常持ち出しリスト等を作成し、必要なものを準備していきましょう。



■ 避難の種類

自主避難	災害の危険を感じた自主的な避難
避難勧告	危険と認められる地域の住民等へ市等が立ち退きを勧めるもの 勧告が発令されたら原則として避難所に避難しましょう
避難指示	勧告より拘束力が強く、避難のため市等が立ち退きを求めるもの 指示が発令されたらその場に留まることは危険ですので、 速やかに避難しましょう

■ 避難場所

市内の避難場所は、屋内避難所と屋外避難所に区分しているほか、施設の規模などにより、一時避難所と広域避難所に分けて指定しています。

最寄りの避難所は、ハザードマップで普段から確認しておきましょう。

一時避難所 町会会館など比較的小規模なもので、局部的ながけ崩れなど小規模な災害時に使用するほか、大規模災害時には広域避難所へ避難するための集合場所として使用します。

広域避難所 学校の体育館やグラウンド、5,000㎡以上の公園などで、大規模災害時などに使用します。

※その他臨時避難所 市で指定している避難所が使用できない場合や、災害の状況により、他の場所の方がふさわしいと判断した場合には、臨時的に避難所を開設する場合があります。テレビ・ラジオや広報車・市に問い合わせる等、正確な情報を入手し避難場所を確認してください。

*H24年の大停電の時には、停電していない町内会館などを避難所として開設しました。

■ 避難時の注意点

- ・ 日頃からの心構えが肝心
日頃から家庭で避難場所、経路、緊急時の集合場所を確認しておきましょう
避難にあたっては、高齢者、障がい者など災害時要援護者に配慮しましょう
- ・ 避難勧告や避難指示に従いましょう
避難勧告や避難指示が発表されたら、速やかに避難所に避難しましょう
- ・ 避難は徒歩で落ち着いて
車で避難すると道路が混雑し、緊急車両の通行の妨げになりますので、
できるだけ歩いて避難しましょう
- ・ 戸締まり・火の元の確認を忘れずに
避難のときは、ガスの元栓、ストーブなどの火の元と、窓や玄関等の施錠を
確認しましょう

室蘭市の防災に関する計画等

室蘭市では、防災に関する各種の計画やハザードマップなどがありますが、改めて内容を確認し、災害に備えましょう。



○室蘭市地域防災計画 → 室蘭市防災対策課HPに掲載

風水害や地震・津波などから市民の生命、身体や財産を保護し、災害の予防、被害の軽減、応急対策及び復旧に関する一連の防災活動を、防災関係機関や市民が自ら適切に実施するための事項を定めています。

○室蘭市ハザードマップ → 室蘭市防災対策課HPに掲載 市内全戸に配布済み

土砂災害、洪水、津波における危険な区域、避難場所及び各災害に応じた予防対策等の情報をまとめているほか、具体的な災害に関する知識、情報、災害から身を守るための行動なども掲載しています。

○津波避難ハンドブック → 対象町内会単位で個別配布

津波浸水が予想される町内会単位で作成されたハンドブック。町内会ごとの具体的な避難経路や避難の方法、非常持出品などが記載されています。

○災害時要援護者避難支援プラン

高齢や要介護状態などにより、自力で避難が難しい人（災害時要援護者）は、市へ届けていただくことで、町内会のご協力もいただきながら最寄りの支援者を紹介します。

★問い合わせ先 防災対策課 ☎（0143）25-2244

～用語解説～

ハザードマップ

→災害ごとの危険な区域や避難場所を示した地図。
室蘭市のハザードマップは、予防対策の情報や具体的な災害に関する知識、災害から身を守るための行動なども掲載。

自主防災組織

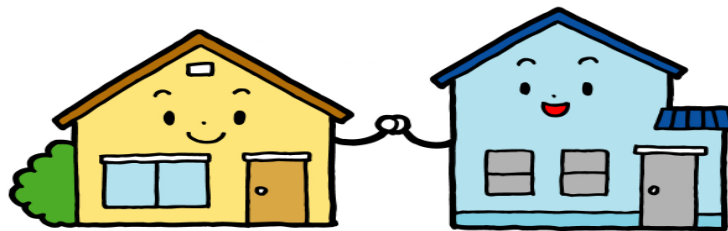
→町内会等による防災組織。設置時には市の補助金有り。

災害時要援護者

→災害の時に自力で避難が困難な人。
要介護認定3以上、身体障害者手帳2級以上、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、65才以上単身世帯または65歳のみの世帯、妊産婦及び乳幼児、日本語に不慣れな在住外国人など

地域FM（コミュニティFM）

→地域情報を発信するFM（ラジオ）放送で、災害時にはきめ細かい防災情報などが発信されます。
室蘭地域には「FMびゅ～」があり、FMの84.2メガヘルツで放送番組が流れています。



町内会・自治会
災害時・非常時町に備えて
～非常時連絡の手引～

作成：室蘭市地域生活課
〒051-8511 室蘭市幸町 1 番 2 号

(この冊子に関するお問い合わせ先)

■防災・災害に関すること

室蘭市防災対策課

Tel 0143-25-2244

E-mail : bousai@city.muroran.lg.jp

■町内会・自治会に関すること

室蘭市地域生活課市民活動係

Tel 0143-25-2223

E-mail : kyodo@city.muroran.lg.jp
